

支援のお願い

相談者のSOSを受けて、私たちはすぐに行動します。被害者のもとへ交通機関を使って向かうこともあります。被害者を安全な場所に保護することもあります。医療機関や警察など公的機関まで被害者に同行することもあります。脅しや詐欺などで出演を強要された被害者のアダルトビデオの販売差し止めのために、弁護士に介入を依頼することもあります。被害者が児童の場合、警察や他機関と連携をすることもあります。これらの行動に関連して発生する費用は、皆さまのご寄付によってまかなわれます。ひとりでも多くの相談者に手厚い支援をするために、皆さまのご寄付をお願いいたします。

毎月の支援が
ライトハウスの活動を
支えています



5,000円
あれば

相談者に会いに行くための交通費や、面談のための安全な場所を確保することができます。



10,000円
あれば

その日に行き場のない相談者に、1泊の宿泊先と、食事や身の回り品を提供することができます。



20,000円
あれば

相談者の負担なく弁護士相談を提供することができます。



ご寄付

継続寄付 AKARI

毎月決まった金額を
ご寄付いただく
継続支援プログラム

クレジット カード

右記のPCアドレスまたはQRコードより、
決済事項その他必要事項をご入力ください。

http://lhj.jp/donationbase
050-3496-7615(事務所)



口座 引落し

右記のPCアドレスまたはQRコードより申込用紙を
印刷し、ご記入後、事務局までご郵送ください。
〒150-8691 東京都渋谷郵便局私書箱7号
NPO法人ライトハウス事務局

単回寄付

(一回のみのご寄付)

右記のいずれかの口座に
お振込みください。

銀行口座

【銀行名】三菱UFJ銀行 (金融機関コード 0005) 【支店名】八幡(やわた)支店 (店番 272)
【種別・口座番号】普通 0043992 【受取人名】トクヒ)人身取引被害者サポートセンターライトハウス

ゆうちょ 口座

【郵便口座】00150-9-370561 【口座名称】人身取引被害者サポートセンターライトハウス
※通信欄にお名前、ご連絡先(ご住所、電話番号、メールアドレス)をご記入ください。
他金融機関からの振込用口座番号 〇一九(ゼロイチキュウ)店 当座 0370561

【寄付金控除について】当団体は、個人の皆さまからのご寄付につきましては、税制上の優遇措置(寄付金控除)を受けることはできません。法人の皆さまからのご寄付につきましては、一定の金額を法人税の損金算入することができます。

【相談窓口】

ひとりで悩みを抱え込まずにいつでもご連絡ください。相談は無料です。

Tel:0120-879-871(平日の日中)匿名可 / Email:soudan@lhj.jp

相談者の方が安心できるようお話を聴き、どうしたらよいかと一緒に考えます。

必要に応じて、より適切な相談先を案内したり、関係機関・団体などに繋いだりもします。



LINE
@lh214





2019年度はインターネット広告により、SNSを介した相談支援件数が倍増しました。とくに、子どもや若者からの性暴力や動画・画像被害の相談は増加の一途です。盗撮や性暴力による被害コンテンツはそのままアダルトビデオ「作品」となる現状があり、ネットを介した子ども・若者に対する暴力の拡散を止める救済措置が一刻も早く必要です。

現在、コロナウィルスによる社会経済への不安が世界各地に広がっています。経済活動が停滞するなかで、弱い立場におかれた人たちがさらに搾取されることのないよう、今年も啓発および相談支援の活動を続けて参りたいと思います。引き続きご指導、ご支援のほど何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

創設者・理事 藤原志帆子

人身取引とは？

人身取引とは、“搾取を目的”として、“暴力や脅し、騙しなどの手段”を使って、“人権を侵害する行為”です。人身取引議定書^{*1}において、目的、手段、行為の三つの要件により定義されていますが、被害対象者が18歳未満の児童の場合は、目的・行為要件が充足されていれば、人身取引とみなされます。国際労働機関(ILO)等による世界推計^{*2}では、2016年の時点で、推定4,000万人が現代の奴隸状態にあり、そのうち2,490万人が強制労働、1,540万人が強制結婚の被害者です。現代の奴隸制の被害者の4人に1人は児童です。2019年に国内において警察庁で検挙した人身取引の被害者は44人^{*3}、法務省入国管理局が保護または帰国支援した人身取引被害者は12人^{*4}となっています。

*1 》2000年国連総会において採択された「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を補足する議定書のひとつ

*2 》「Global Estimates of Modern Slavery: Forced Labour and Forced Marriage」、ジュネーブ、2017年9月

*3 》警察庁保安課『令和元年中における人身取引事犯の検挙状況等について』

*4 》法務省入国管理局『令和元年に保護又は帰国支援した人身取引の被害者数等について』



【名 称】特定非営利活動法人
人身取引被害者サポートセンター ライトハウス

【設 立】2004年8月(2009年12月法人化)

【職 員】9名(非常勤職員含む)(2019年12月末現在)

【名称由来】団体名称の「ライトハウス」は英語で灯台の意。人身取引という問題に光を照らし、「人身取引を見逃さない」、「人身取引の被害者を見捨てない」という理念のもとに、「遠くだけでなく、足元にも光をあて、暗闇のなかで孤独に沈む人々の灯りとなる」という思いを込めました。

【活動エリア】主に日本国内

【活動内容】「被害者支援」「啓発」「政策提言」の活動を通じて、人身取引の問題にとりくんでいます。

私たちの願い
「人身取引のない社会へ」

社会の意識や法律・制度を変える



被害者支援

①相談窓口運営 ②直接・緊急支援



ファンドレイジング
(活動資金の調達)

子どもの性的搾取：国際社会と日本

国際社会

国連子どもの権利条約制定

「締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する」
日本は1994年に批准

1989

第1回 子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議 (開催地:スウェーデン)

焦点:児童買春ツアー
日本の児童ポルノ問題も批判される

1996

「児童ポルノ・買春」禁止法制定

1999

子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

子どもの権利条約を補完するために発行
日本は2005年に批准

2001

第2回 子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議 (開催地:日本)

焦点:児童ポルノ

2002

国連児童の人身売買、児童買春、児童ポルノに関する特別報告者の日本公式訪問

その後、国連人権理事会は日本に対して、児童の性を商品化する業態を根絶するよう勧告

2014

「児童ポルノ・買春禁止法」改正

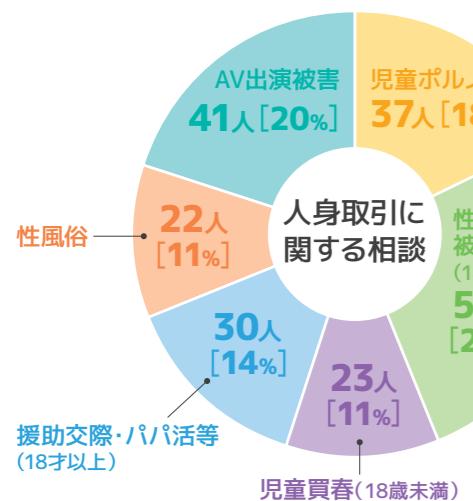
日本

子どもの性の商品化に関して非常に「寛容」であると海外メディアに揶揄される日本です。こちらのチャートはこれまでの国内外の法整備を時系列で表しています。

633人の方から新規相談が寄せられました。

2019年人身取引に関する相談は**207人**、それ以外が**301人**で、主訴不明は**125人**でした。相談内容は、ひとりの相談者が複数の被害や問題を抱えている場合、相談者自身が一番解決したい事柄を「主訴」としてカウントしています。

この他、前年からの継続相談者は**44人**でした。



※児童ポルノや性的画像被害の中には、自撮りやリベンジポルノ、盗撮等が含まれます

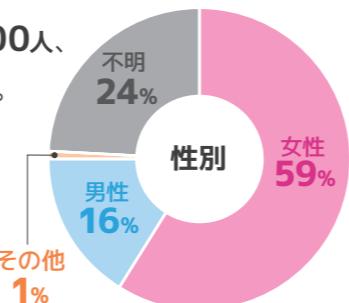
【相談方法】

相談の最初の入り口はLINEが**431人**と最も多く、続いて電話**126人**、メール**63人**でした。
(*その他:Mex, Twitterなど)



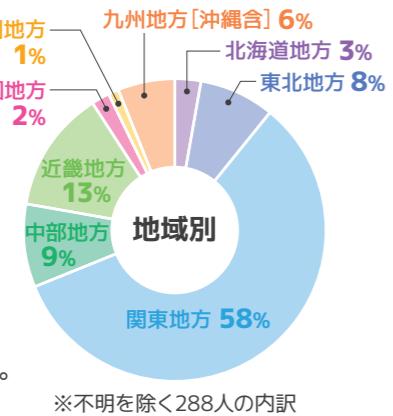
【性別】

女性が**375人**、男性が**100人**、その他**4人**、不明**154人**。男性からの相談も増えてきています。



【地域別】

関東地方が最も多く**166人**。都道府県別では、東京都**101人**、続いて埼玉県**22人**、神奈川県**21人**、大阪府が**19人**でした。



※不明を除く288人の内訳

【月別】

毎月平均**53人**ほどの新規相談がありました。一日平均**10人**の相談者とやりとりしており、多い時には**25人**前後と連絡をとりあった日もありました。



(相談者が特定されないよう、複数の相談事例を一般化しています)

【AV出演強要被害】Aさんの場合

専門学校に通っていたAさんは、通学途上で顔見知りとなった男性から、モデルの仕事をしないかと声をかけられ、軽い気持ちで近くの事務所について行った。仕事のための年齢確認が必要と、学生証のコピーと顔写真を撮られた。男性とは顔見知りであったことからつい気を許してしまった。その後、男性はいなくなり、知らない複数の男女に取り囲まれて契約書にサインするようにと迫られた。とても怖かったのでサインに応じてしまった。AV出演に同意する契約書だった。その契約書によりAV出演を強要されたAさんは、その後長い間自分がAVに出演したことを忘れようとした。ところが、最近になってネットで調べてみたところ、自分の出演した作品がネットオークションに出品されていることが分かり愕然とした。思い出したくないことばかりなのに、友達に知られたら、と思うだけで頭が混乱した。必死にネット検索して見つけたライトハウスに相談した。

▶▶ 支援とその後

ライトハウスでは、Aさんと面接を重ね、同意を得て連携している弁護士とも相談した。そのうえで出品の事実を調べ、販売会社と交渉し作品販売を中止させた。Aさんは、ひとりで立ち向かうには、あまりにも精神的負担が大きすぎたが、ライトハウスと一緒に行動することで勇気づけられ、何とか行動できたと話している。

【男性の性暴力被害】Bさんの場合

20歳の男性Bさんは何年か前、アルバイト仲間に短時間で簡単に稼げる仕事があると紹介された。行ってみると、マンションの部屋には社長らしき女性ともうひとり女性がいた。「服を脱いでみて」と言われ、スポーツで体を鍛えていたこともあり何も考えずに上半身裸にならざ、「君かっこいいね」と言われた。次に「下も脱いで」と言われ、おかしな感じはしたけれど、言われるままに脱いだ。すると、その女性に局部を触られ体が反応し、ふたりに押し切られる形でセックスをしてしまった。帰りに1万円を渡された。自分はセックスができたからそれはいいのだが、撮影されていたみたいで、自分の動画が流出しないか心配になりライトハウスに電話した。動画が晒されて自分だと特定ができると、就活にも影響するので不安。でも契約書もなにもないのでどうしたらいか、と話した。

▶▶ 支援とその後

被害者であるという認識が乏しいBさんに、騙されたうえでのセックスは性暴力であり、あなたは被害者なのですと伝えた。Bさんは撮影されたことを非常に心配していたので、SNS上で画像の流出を確認した場合は、セーファーインターネット協会に連絡することを勧めた。

【リベンジポルノ被害】Cさんの場合

20歳のCさんはオンラインゲームで男性と知り合った。特に恋愛感情はなかったが、話していると楽しくてだんだん仲良くなつた。ある時、LINEで話をしていたら、「裸の写真を送って」と言われた。嫌だと断ったが、あまりにもしつこく何度も言われたので胸の写真を撮って送った。また別の日にゲームをしていると「下の写真も送って」と言われた。できないと言うと、人が変わったかのようになり「舐めてんだろ」「晒してやる」と言ってきた。その後も「度胸あるな」「潰してやる」等、度々LINEが来てとても怖かったが、無視した。しかし、しばらくすると「拡散できるよ」「もう外歩けないね」「人生終わったね」等、脅すような言葉が繰り返し送られてきて、不安でたまらなくなりライトハウスに相談した。

▶▶ 支援とその後

Cさんの恐怖と不安を受けとめながら、警察署への相談を提案し、男性から送られてきた脅しについてはスクリーンショットして保存してもらった。はじめは警察署への相談をためらっていたが、話を続けていく内に、もうこんなことが続くのは耐えられないで、警察に相談したいという気持ちになった。ライトハウスから警察署に連絡を入れておき、生活安全課に相談を行つてもらったところ、警察から本人に警告をしてくれることになった。警察が調べると男性は前科があった。Cさんはまだ少し不安はあるけれど警察に相談してよかったですと話していた。

【自撮り被害①②】Dさん・Eさんの場合

①中学生のDさん。同級生からいきなり服を着ていない写真を送るようLINEで言われ、どうしたらいいかわからなくなつた。
②高校生のEさん。インスタグラムで知り合った人から胸の写真を送ってと言われ、フォロワーを増やしたいと思い、送ってしまった。相手はEさんの写真をチャットのトップ画像*にして、これを消してほしかったら俺と話せと言われている。(*SNSで使用するアイコン画像、プロフィール画像のことを指す「トップ画像」の略語)

▶▶ 支援とその後

児童の性的画像は所持しているだけで、「児童ポルノ禁止法」違反なので、警察署への相談を提案。

●警察に相談することをためらう場合も多いので、相談者の不安感を取り除くようにやりとりを続け、警察につなぐようしている。
●個人を特定できる情報を相手に伝えていない場合は、相手の脅しがエスカレートする前に、相手とのやりとりをスクリーンショットして保存後、連絡を絶つことを勧めている。

☆中高生の自撮り被害相談は毎年増加している。スマートフォンやSNSの普及により、ネットを通して、身元を明かさないでやりとりができる気軽さが被害を生んでいる。自撮り被害は加害者の特定が難しく、できることが少ない場合が多く、なによりも被害の予防や啓発、相談窓口の周知が必要である。



ライトハウスの相談支援

①相談窓口

ライトハウスは3通りの相談窓口を設けています。



電話
0120-879-871
(平日の日中)



メール
soudan@lhj.jp



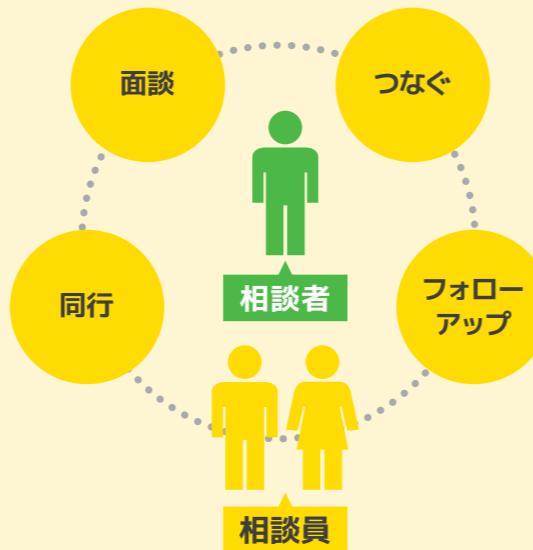
LINE
@lh214



②相談支援

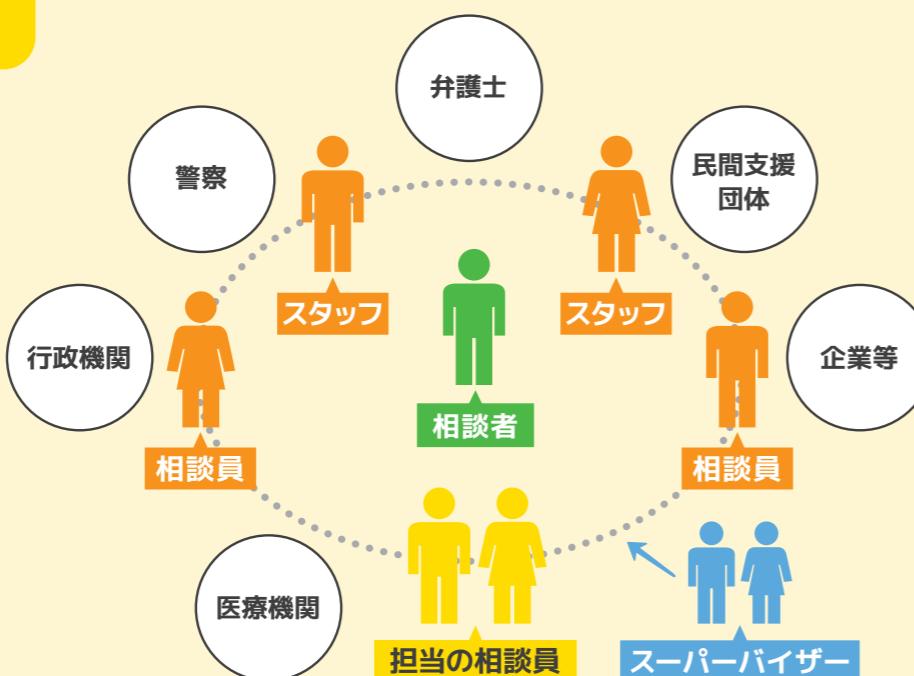
相談を受けた後、必要がある場合は相談員2名が直接会って話を聴きます。

今困っていることや、今後の希望を伺い、なにができるか一緒に考え、相談者自身が選択できるようにサポートします。必要に応じて他の専門機関につなげることもありますが、その場合も、継続的にかかわることを大切にしています。



③チーム体制

ライトハウスでは、チームで支援することを基本としています。それぞれの専門性を活かして多面的に捉え、相談者の思いや希望を大切にしながら、よりよい支援方法についてチームで検討します。相談者から得た情報は、本人の承諾なく第三者に提供することはありません。



活動ハイライト

【Webアウトリーチ】

子ども・若者に効果的に支援を届けるために

児童買春や児童ポルノという子どもへの性暴力、自画撮りやリベンジポルノでの脅迫、アダルトビデオへの出演強要や性産業での就労の強要など、公的な支援体制だけでは手の届きにくい被害があります。昨今ではとくにインターネットを介して被害にあうケースが増えています。

そうした現状に合わせて、ライトハウスでは、特定非営利活動法人OVAのIT支援を受け、Webアウトリーチ活動を続けています。相談窓口の広報として、Googleの検索連動広告やTwitter広告等を使って、ピンポイントに困っているかもしれない子ども・若者とつながる手法を取り入れています。また、東京都内では相談カードを配布する街頭アウトリーチも行っています。暴力や搾取の被害にあい、孤立している子どもや若者とつながり、解決に向けた支援ができるよう、スタッフが一丸となって今後もとりくみを続けていきます。

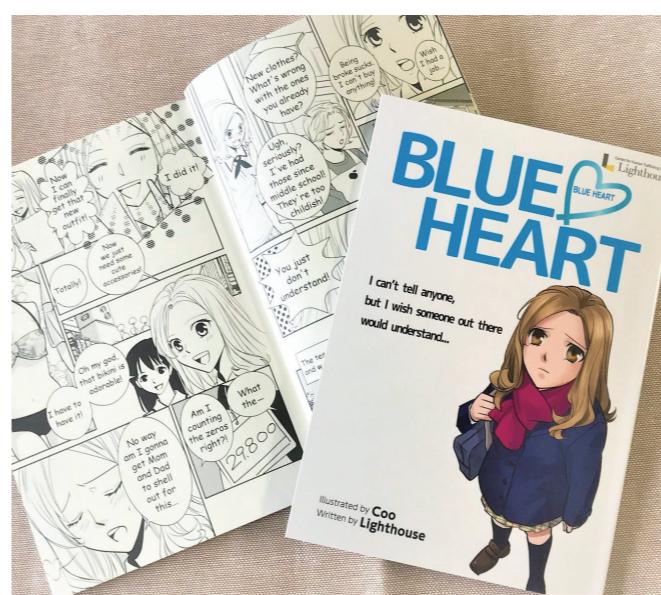


【啓発用のマンガ・チラシの配布】

2015年に作成・発行した子どもを性の商品化から守るための啓発マンガ『BLUE HEART～ブルー・ハート～』は、現在も大変好評で、昨年第7版を発行し販売を続けています。(英語版もあります)

また、今年はA4四つ折りサイズの「モデル・アイドルになりませんか?—ちょっと待って、その誘い、大丈夫?—」という啓発チラシを作成し、各地での配布や設置にご協力いただきました。

子どもや若者だけでなく、保護者や子どもに関わる仕事に従事している皆さまにもご活用いただければと思います。



政策提言

アダルトビデオの出演強要被害をなくすために 国会議員会館でイベント(院内集会)を開催 [5月、12月]

AV出演強要被害相談が多く寄せられるようになって以来、2016年より国も動き出し、2018年には与党自民党の議員連盟のなかにもプロジェクトチームが立ち上りました。出演強要行為を違法とする法改正を視野に入れた対策を目指し、2019年度も国会議員への現状報告や議員会館での勉強会を開催しました。今も多くの相談を受けているAV出演強要に対し、国には早期解決をこれからも要望していきます。



国連児童の売買と性的搾取に関する 特別報告者主催の専門家会議で報告 [9月]

2019年9月にライトハウスはユニセフ研究所で行われた専門家会議にて、日本の児童の性的搾取の現状の報告と提言をしました。日本の子どもたちの状況は国際社会からも注目されており、児童買春や児童ポルノ被害の状況、日本製のゲームやアニメ、子どもの姿をしたセックスドールの諸外国での取締について質問が相次ぎました。世界各国から集まった参加者とともに、年々爆発的に増えている児童の性虐待の根絶と、テクノロジーの変化に合わせた法改正の必要性などを提言しました。本会議をうけて、特別報告者は児童の売買と性的搾取に対する提言を国連人権理事会に提出する予定です。



「政令恩赦から、子どもへの性犯罪者は除外してください」の 署名を法務大臣に提出 [2019年11月～2020年1月]

天皇即位に合わせて政府が実施した恩赦の対象には、子どもへの性加害者も含まれていることを受け、恩赦の対象とならないよう求めた要望書と賛同署名3840人分を、法務大臣に届けました。大臣には、特別恩赦において性犯罪加害者の除外や慎重な審査を求めたほか、ライトハウスに寄せられる子どもたちからの相談の現状を伝え、子どもが安心・安全に育つ日本社会を作りよう求めました。



写真提供:NHK

講演・研修

2019年度は、24講演、2,408名の方々に 講演・研修をさせていただきました。



講演・研修先 (以下、一部抜粋)

※順不同

教育機関・学校

- 東京都教育庁 人権学習指導者研修
- 茨城県教職員組合 養護教員部学習会
- 国際基督教大学高等学校
- 文教学院大学

ほか

団体

- 性教育研究会(児童福祉施設のための性教育研究会)学術大会
- NY州弁護士会

ほか

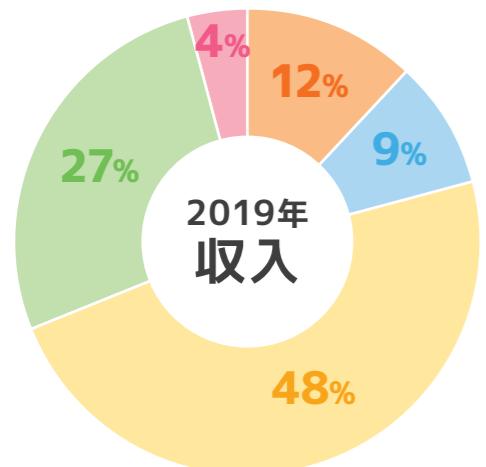
行政

- 内閣府 若年層における女性に対する暴力の予防啓発のための研修
- 警察庁 人身取引事犯に係る>Contact Point連絡会議
- 新宿区 女性問題に関する相談機関連携会議

ほか



2019年度 収支報告



収入合計	34,410,157円
寄付金(個人)	4,050,164円
寄付金(法人)	3,223,700円
受取助成金	16,465,078円
事業収入*	9,339,882円
受取講師料	1,330,394円
雑収入・受取利息	939円



支出合計	35,175,881円
事業費	31,559,751円
管理費	3,616,130円

* 東京都より受託した「若年被害女性等支援事業」(アウトリーチ支援、居場所提供支援、自立支援業務)の受託手数料が含まれております。



子ども支援セミナー の開催

[2019年10月26日・27日]

2019年も「子どもを性の商品化から守る支援者」の養成を目的とし、東京都内で開催しました。今回はキリン福祉財団様の助成金を得て開催し、全国から約80名の参加がありました。



講師

- ネットスター株式会社 インターネットポリシースペシャリスト
日本思春期学会理事 宮崎豊久氏
- 警察庁生活安全局 性的搾取対策官 天野賀仁氏
- 株式会社毎日新聞社 くらし医療部 記者 上東麻子氏

- 関法律事務所 弁護士 関佑輔氏
- 特定非営利活動法人 SHIP 臨床心理士 宮島謙介氏
- 国際医療福祉大学大学院 准教授 小畠秀吾氏
- NPO法人 ピルコン 理事長 染矢明日香氏

日本子ども虐待防止学会 パネル展示に参加

[2019年12月21日・22日]

おおよそ3000人が参加した「日本子ども虐待防止学会」第25回学術集会ひょうご大会にて、パネル展示の機会を得て、マンガ啓発リーフレットや相談カード等を配布しました。今までにかかわった遠方の団体の方々も参加しており、交流ができました。



ご支援への感謝を込めて

ライトハウスの活動を
支えてくださった皆さまへ

2019年も皆様から頂戴した温かいご寄付のおかげをもちまして、人身取引の根絶と被害者救済に向けた啓発や政策提言を行うこと、そして多くの支援者へ支援を届けることができました。

ライトハウスの活動を支持し、ご協力いただいた皆様に、スタッフ一同より感謝申し上げます。

● ご寄付(敬称略) 個人の方々からのご寄付については個人名の記載を控えさせていただいております。

企業・団体からの ご支援

- 宗教法人力トリック 幼きイエス会
- MS&ADユニゾンスマイルクラブ
- クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
- Tokyo Union Church

プロボノ

- モリソン・フォスター外国法事務弁護士事務所
- ルミナーニングジャパン
- デール・カーネギー・トレーニング・ジャパン

物品

- 株式会社ミロク

Special Thanks

- 山田 健三

● 助成金等



公益財団法人
キリン福祉財団
The KIRIN Welfare Foundation

公益財団法人
東京都福祉保健財団

メディア掲載一覧

23本 新聞・雑誌18本、テレビ2本、ウェブメディア3本

● 子どもへの性的搾取問題

- 3/1 【東京都教育委員会】「みんなの幸せを求めて」子供とネット被害、モデルやアイドルのスカウト
- 6/7 【Guardian】Schoolgirls for sale: why Tokyo struggles to stop the 'JK business'
- 12/30 【ダイヤモンド】子どもへの性犯罪者が今冬「恩赦で復権」することは許されるのか

● AV出演強要問題

- 5/16 【朝日新聞】大事な新入社員 AV強要から守れ 高卒の新入女性社員向け研修
- 5/17 【週刊金曜日】AV出演強要に刑事罰を 支援団体が法規制求め集会
- 12/3 【弁護士ドットコム】AV出演強要「悪夢がひどくて涙が止まらない」被害止まず…NPO、法整備うつたえる

● 人身取引・性的搾取

- 6/28 【毎日新聞】人身取引「実態把握や助成の強化を」支援NPOの藤原代表が指摘
- 10/29 【TIME】The Sexual Exploitation of Young Girls in Japan Is 'On the Increase,' an Expert Says

